

【特別課題 編】

はじめに

- 1 農業体験学習の意義
- 2 東海地域における農業体験学習の現状
- 3 農業体験学習に関する農林水産省の施策
- 4 農業体験学習に関する課題
- 5 農業体験学習の発展に向けた今後の取組

特別課題

東海地域の農業体験学習の現状と今後の取組

はじめに

東海地域では、名古屋圏を中心とする都市部に近接して自然豊かな農山漁村があるという特色を活かして、多様な農業が展開されている。農業は、食料の安定供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成といった多面的機能の発揮を通じて、国民生活に重要な役割を果たしている。しかし、農山漁村では過疎化や高齢化が進行し、農業者の減少、耕作放棄地の増加など農業生産活動は停滞しており、とりわけ、農業後継者の不足は深刻な問題となっている。

都会の子どもだけでなく農山漁村の子ども、さらに農家の子どもでも、農作業を行ったり、土や動物に触れる機会が少なくなってきた。このように農業生産と食料消費、農業者と消費者との距離があまりに離れてしまっていることが、最近の食品に対する不安の高まりの背景にあるのではないかと考えられる。

近年、小中学校や地域社会において、子ども期に命の大切さや自然の恩恵、農業への理解を深めてもらうため、農業体験学習に取り組む動きが広がってきている。特に、18年3月に食育推進会議で決定された食育推進基本計画において教育ファーム等農林漁業体験活動の促進が掲げられたこと、19年度の学習指導要領の改正により義務教育の場において自然体験学習の促進が掲げられたこと、20年度から総務省・文部科学省・農林水産省が連携して子ども農山漁村交流プロジェクトを開始するなど、行政主体の取組は活発になってきている。

農業体験学習の形態は、小中学校での食育活動、自治体が小学生を公募して行う活動、農業団体や企業と学校が連携した取組など多様である。他方、こうした取組を実施するためには、子どもたちの農作業の指導などに協力してくれる農業者やボランティアの確保、ほ場の確保など様々な課題があり、都市化が進む地域では活動が困難となっている実態も見られる。

東海農政局では、これからの東海地域の農業と地域社会を担っていく子どもたちに対する農業体験学習の現状を調査して課題を検討し、農業体験学習を発展させていくための今後の取組のあり方を示すこととした。

1 農業体験学習の意義

(1) 農業体験の重要性

子ども期の農業体験は、命の大切さ、自然の恩恵、農業への理解に重要

都市化の進行とともに、子どもたちが農作業を行ったり、土や動物に触れる機会は少なくなっており、こうしたことが国民全体の農業に対する理解や関心の低下につながっている。食は生命の源であり、それを支えている農について子どもの頃から関心を持ち、食や農に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるため、食について学んだり、農業を体験することは極めて重要である。こうしたことから、近年、小中学校や地域社会において、子ども期に命の大切さや自然の恩恵、農業への理解を深めてもらうために、農業体験学習に取り組む動きが広がってきている。

(2) 農業体験学習の位置づけ

国の重要施策として農業体験学習を位置づけ

近年、食料・農業・農村施策、食育、学校教育などの立場から農業体験学習の意義や必要性が示され、国の施策に位置づけられてきている。

ア 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画（平成17年3月）では、次のような観点から位置づけられている。

- ① 「食育活動の推進」のための「農林水産業に関する体験機会の提供」
- ② 「新たな人材の育成・確保」
- ③ 「都市と農村の交流の促進」「都市及びその周辺の地域における農業の振興」

具体的には、農業体験学習を通じて、食と農、農と環境のつながりについて理解が深まり、子どもと家族の食生活の改善（食育、食品廃棄物の減少）、将来農業者として就農する人材の育成、都市と農村の交流、資源の保全・向上活動への参画等が期待される。また、特別活動として位置づけられている学校給食の場において地元産の農畜産物を利用することにより、地産地消や業務用需要への対応を促進することになり、食料自給率の向上に寄与するものである。

農林水産省では、食料消費に関する施策の充実、人材の育成・確保、都市と農村の交流等の施策を推進している。

イ 食育基本法と食育推進基本計画

食育基本法において、食育は、国民が家庭、学校等あらゆる機会・場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、食に関する理解を深めることを目的として行わなければならないとされている。

これを受けて、食育推進基本計画（18年3月食育推進会議決定）では、「家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる」「伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる」ことが定められた。さらに、22年度の目標として、「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加60パーセント以上」が定められた。

ウ 学校教育法と学習指導要領

学校教育法の改正（19年6月27日）と小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改正（20年3月28日公示）により、農業体験学習は次のように位置づけられている。

（ア）小・中学校共通

義務教育では、自然体験活動の促進が目標

学校教育法第21条の義務教育として行われる普通教育の目標の中に「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと」「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」が示されている。

（イ）小学校

小学校での体験活動は、問題解決的な学習を重視、関係機関との連携も配慮

同法第31条において、小学校では、教育指導に当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係行政機関との連携に十分配慮しなければならないとされている。

また、小学校学習指導要領においては、各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫することとされている（同要領第1章第4の2の(2)）。

（ウ）中学校

中学校での体験活動は、道徳教育、職業の観点を重視

中学校学習指導要領においては、道徳教育を進めるに当たっては、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動など豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならないとされている（同要領第1章第1の2）。

2 東海地域における農業体験学習の現状

（1）各県での実施状況

農業体験学習について7割以上の小学校、3割以上の中学校が取り組んでいる

農業体験学習への取組状況を東海各県に聴取したところ、岐阜県と愛知県の小学校では9割を超え、三重県では県が事業目標として地域食材を積極的に学校給食や体験に活用することを掲げている中で約7割の小学校で実施されている。また、東海各県の中学校では3割から4割の学校で実施されている。

ア 岐阜県

平成19年度に公立小中学校576校を対象に実施したアンケート調査によると、小学校で約9割、中学校では4割強で農業体験学習が実施されている。岐阜県庁は、農業体験学習支援事業として、普及員OBや農業者を対象としたインストラクターの育成や教諭への技術研修を実施している。また、市町村教育委員会、保健所、農業改良普及センター等が参集し、地域農業教育推進会議を開催し、農業体験学習の実施状況について情報交換を行っている。

イ 愛知県

平成16年度に公立小中学校1,401校を対象に実施したアンケート調査によると、小学校で9割、中学校で3割で農業体験学習が実施されている。各小中学校では、学校行事や総合的な学習を活用して、サツマイモや水稲づくりなどに取り組んでいるが、栽培作物は各学校の地域性を生かして決定している。愛知県庁は、「農楽の先生」派遣事業として、農業総合試験場、森林・林業技術センター、水産試験場の研究員や、農林水産業の生産者等が、最新の農林水産業技術や、植物やキノコ、アサリなどの性質を実験や実習を交え、科学的に分かりやすく説明する出前授業を行っている。19年度は計131回実施し、6,970名の生徒が参加した。

ウ 三重県

平成19年度に公立小学校を対象に実施したアンケート調査によると、278校の6割強の学校で農業体験学習を取り入れた食育活動が実践されている。三重県庁は、16年度から18年度まで「地産地消子どもの元気づくり事業」として、食習慣や人格の形成期に子ども達を対象に生産者等との交流や様々な体験活動、健康への意識の向上、学校への地域食材の導入等を通じ、豊かな人間形成と健全な食生活の実践の促進を図るため、農林水産、保健福祉、教育の各分野が、連携した取組を進めた。本事業は、地域食材を積極的に学習や体験に活用している小学校・保育園数300ヵ所という事業目標を達成し、一定の成果を得たとして本事業を打ち切った。現在は、従来から委託していた「NPO法人地産地消ネットワークみえ」を通じて、農業体験学習を含め、地域で活動している方々が分野・領域を越えた連携実践活動への支援を行っている。

(2) 農業体験学習への多様な取組

農業体験学習の取組主体は、学校だけでなく、県・市町村などの公的機関、農協など農業団体、企業、NPOなど多様なものとなっている。農業体験学習は、子どもたちへの教育を農業体験を通して行うものなので、学校単独で行うことは困難であり、教育関係者と農業者などとの連携が重要である。

農業体験学習の内容は、種まき・植付け、収穫、水管理、草取りなどの作業を、学校の近隣だけでなく、民宿や修学旅行と組み合わせて行うなど多様な形で実施されている。

各地の取組を紹介する。

ア 学校主体型農業体験学習

一般的な学校では「食育は家庭で」といった雰囲気は支配的であるが、「食育は学校で」という方針を掲げて、食育活動の一環として農業体験学習に熱心に取り組んでいる学校がある。

【事例】 愛知県西尾市寺津小学校の学校主体型農業体験学習(愛知県西尾市)

愛知県西尾市立寺津小学校では、「食育は学校で」との明確な意志を持って取り組んでいる。

① 経緯・取組内容

寺津小学校は、愛知県教育委員会から11・12年度に「食に関する指導」、13年度に「楽しい食育」の研究委嘱を受け、16年度より文部科学省研究開発学校の指定を受け、「小中一貫教育」に取り組み、その柱として「食育科」を新設し、研究を進めている。



(西尾市立寺津小学校)

今日、食に関する指導の重要性がいわれ、少しでも全国に発信できるようなモデルとなる展開例を開発していこうと考え、実践している。

食育の発端は、環境教育(アイガモ農法、EM菌による給食残さの処理)を総合学習の中核として実施していた。その後、大豆や野菜の栽培、長寿のひみつ調べ、生活習慣病食の安全、朝食パワーアップ作戦を学年別に実施した。机上だけの勉強は止め、昔ながらの手作業による農作業体験を全学年に課し、化学肥料や農薬を使わない有機農業などの体験を行っている。食育の継続性を保つためには、教師が使う授業のマニュアルを「低・中・高学年別食事シート」として作成した。作成に当たっては、「ロータリークラブ」の支援を受けている。

② これまでの成果

農業体験学習は、ボランティアに支えられており、保護者がほ場を提供し、自らご飯を炊いて、児童に食べさせてくれるという状況にあり、講師等で参画してくれる県保健所・普及所の協力も不可欠である。農業の栽培活動によって、農業にふれあい、農家の人の思いが伝わると、児童に、食べ物は大切、感謝する心が生まれ、子どもの食や農に対する態度が変わってくる。

食育に農業体験は不可欠であるとの認識を有しており、感謝や思いやりといった豊かな心の育成、親子・人間関係の構築など、児童・生徒が変われば、家庭や地域にも変化が現れてきているという。

また、単独方式である学校給食の食材についても、少品目少量であるが、地産地消ルートが確立し、月3回程、5、6軒の地元農家の協力を得て、献立に合わせた生産計画を立てて供給していただき、学校と生産者の顔の見える関係ができあがっている。

さらに、授業は総合学習・家庭科・保健体育等の時間を削ってあてていることから、父母の反応は、はじめ、食育より算数、国語だというような反応があったが、現在では、98%が肯定的である。給食を親子で食べたり、母親を教師代わりに調理実習をしたりして家庭も巻き込み、食べ物への感謝の気持ちや、食べ物から健康を考える力を身につけさせている。

現在、子どもたちの問題となっている朝食抜き、偏食、孤食などが本校児童の実態としては改善され、給食でも残滓がほとんどなくなってきたという成果が現れている。

当時の栄養教諭は、「学校教育の中で、食育の大切さが認められ、本当にうれしい。食育の推進は校長のリーダーシップ、経営方針に係っているような気がする。自由に思い切って仕事をさせてくれた校長に感謝している。」と述べた。

イ 公募型農業体験学習

市町村など行政機関が中心となって、学校、JA、農業者などの「現場の連携」により農業体験学習に取り組んでいる例がある。これらは、「食育は家庭で、あるいは地域全体で」という考え方に基づき、参加者を公募して、地域住民が参加したり、都市農村交流による活動を実践している。

【事例】 荒城農業小学校の公募型農業体験学習（岐阜県高山市）

① 経緯・取組内容

旧国府町は、平成14年度からの学校五日制の導入をきっかけに、将来の担い手の確保を中心に考えた場合、農業体験が良いとの結論に達し、「子ども達の生きる力を育む。農業の楽しさや苦勞を学ばせる。農業を通じて食料に対する感謝の気持ちや正しい食習慣を養う。豊かな自然や受け継がれてきた生活習慣をとうして里山の文化を継承していく。親子や異年齢の交流を通じて、仲間づくりと心の絆を深めること」を目的として、荒城農業小学校を開校した。



(荒城農業小学校)

本校は、地元で農業や伝統文化などに経験や造詣の深い農家先生（農業者）や運営の手伝いをする地元のボランティアスタッフを募集し、運営している。本校は、高山市の財政支援や年間5千円の授業料で、農作業からその収穫物の販売体験、加工、伝統文化や史跡の学習も行い、授業内容は多岐にわたっている。また、ほ場の借地は、結果的に遊休農地の活用にもつながっている。

20年度からJA飛騨が市営施設である「荒城農業体験交流館」の指定管理者となり、市から引き継いだ。また、ボランティアスタッフの有志により「NPO法人ひなた」が設立され、持続的に取り組む体制が構築されつつあり、地域に根ざし、地域住民から継続すべきであるという声が高まっている。

学校の授業の一環として実施することは農作業中に負傷などがあった場合の責任問題などから困難であると考え、参加者はやる気のある親子を対象に公募方式としている。

学校の授業の一環として実施することは農作業中に負傷などがあった場合の責任問題などから困難であると考え、参加者はやる気のある親子を対象に公募方式としている。

② これまでの成果

荒城農業小学校の目標を達成するために、「農業小学校に参加している保護者や地域の人たちが子ども達をサポートすることの大切さを理解するようになったことはプロジェクトの継続にとってもその意味は大きい」と指導者は語っている。

小学校の卒業文集には、「野菜がこんなに時間や手間がかかるとは知らなかった。将来は農業を継ぎたい」などの感想が書かれており、「保護者も、子育てにおける食の大切さを再認識した。」との声があがっている。地元での評判は年々高まっており、申込者数も増加している。また、小学生の頃体験した子どもが、中学生になってボランティアとして協力することもあり、地域に貢献しようとする精神が培われていることも伺える。

【事例】おおよまだ農業小学校の公募型農業体験学習（三重県伊賀市大山田町）

① 経緯・取組内容

おおよまだ農業小学校は、平成8年に社団法人大山田農林業公社が事務局となって開校し、年間2万円の授業料で20組の家族を募集し、年間18回程度の体験教室を開催している。農に学び自然を愛し、生きる喜びを感性と体感によって学ぶ学校であり、虫や草に親しみ、何にでも挑戦するアドベンチャー精神で心と体の創造を目的とし、野菜作りや田植え、稲刈りなどの農業体験を中心に、野山の散策やカヌー体験、収穫祭、餅つきなど、山里ならではの資源を活用したメニューが揃っており、大山田の農と自然を思う存分体験できる。指導者は、農業者6名で、スタッフ11名で、ボランティアで参加している。都市部の参加者が多く、都市農村交流型の教育ファームである。



（おおよまだ農業小学校）

② これまでの成果

母親が応募し、親子で参加し、父親がだんだん熱心になっていく。子どもは、虫取りで喜ぶところから始め、農作業を無理にさせない。そのうち、手伝うようになる。子どもたちは、野菜を食べることができるようになり、家族交流の中で、子どもに社交性が身につくなど、小さなプロジェクトであるが、効果は大きいと思われる。

同公社の事務局長は、「農業小学校は、ある意味、子どもたちの思い出づくりをしたいと思っている。それが将来なんらかの形で家族や世代間の結びつきにつながるでしょう。」と述べ、「都市部の参加者が多いので、耕作放棄地を中心に都市農村交流による地域に支えられた農業に発展していくことが望ましい。収穫・出荷作業が厳しい状況にあるので、その部分を都市・地域住民の支援により、農業体験をしながら農業を支えていく方向に発展すること（CSA：Community Supported Agriculture）」を祈念している。

ウ 農業団体・企業と学校が連携した農業体験学習

地場農産物を食べて欲しい、農業を理解してもらいたいという農業団体の思い、食育の一環として農業・農産物加工体験を実施したいという小学校の食育の担当教諭の思い、社会的貢献をしたいと地域密着型の企業の思い、これらの思いが、それぞれの得意分野で連携して「食育は学校」、「食育は家庭」でもなく、「食育は学校、家庭等、地域全体で」という考え方に基づき取り組んでいる。

【事例】安城市梨の里教育ファーム推進協議会による農業団体・企業・学校が連携した農業体験学習（愛知県安城市）

① 経緯・取組内容

明治用水土地改良区と、安城市立梨の里小学校は、19年度から農業体験学習を実施していた。明治用水土地改良区が山崎製パンに対する米粉パンの製品化の要請を行ったことが発端となって地域関係者との交流が進み、JAあいち中央、梨の里小学校、安城農林高校、黒柳製粉との交流にまで発展した。

本協議会（事務局：山崎製パン安城工場）は、明治用水土地改良区、JAあいち中央、安城市役所、梨の里小学校、安城農林高校、黒柳製粉、山崎製パンが一体となって、生産、加工、製造、販売を通じ、農業・農産加工業体験学習を実施している。

山崎製パン安城工場は、地域に愛される工場運営、地元密着企業としての運営方針から、子どもの農業体験、食べ物の大切さについて貢献できないかと考え、20年度から開始した教育ファームのプロジェクトにも事務局として参画している。

安城市では、小学校と水田、梨畑、山崎製パン安城工場が近接しており、地の利の良さもプロジェクトの円滑な実施に生かされている。

② これまでの成果

安城農林高校は、自校の食品加工場で子どもたちが5月から自ら観察し収穫してきた地元産の梨からジャムを作ることで体験学習の一環として参画した。安城農林高校の教諭や高校生のお兄さん、お姉さんに手伝ってもらいながら、子どもたちは苦労しながらも梨をむいたり、梨を煮込んだり、ジャムを缶に詰めたりして梨ジャムの缶詰を完成させた。一方、お米についての取組は、実習田で田植えから収穫までを自分たちの手で行い、黒柳製粉の製粉工場でそのお米を製粉する過程を見学し、山崎製パンでその米粉を使った米粉パン作りを体験した。さらに、同社工場で食育担当社員から「食事バランスガイド」の説明を受け、バランスのよいサンドイッチを自分たちで作り、食べた。

最後に、学習のまとめとして学校で「おいしいよ！安城米&梨」と題した発表会を開催し、これまでの活用を写真や映像で振り返り、子どもたち自らが事前に話し合い内容を考えた「食料自給率アップ大作戦！」というパネルディスカッションが子どもたちやPTA代表と関係団体代表により行われ、一人一人が食育についてより深く考える学びの場になった。

このように生産、加工製造、販売までの全体において農業、農産加工業体験が可能となるシステムが構築されている。今後、米粉パン作りの体験では、製粉会社の工場設備、製パン会社の生産ラインをそのまま活用することで、子どもたちは米粉・米粉パンが作られる過程を学びながら、「自分たちが生産した農産物から食品を作る」体験をする予定になっている。

山崎製パンの工場長は、「企業として接点のなかった機関と話ができたのも、地元からの信頼が厚い明治用水土地改良区のネームバリューは大きく、遠慮なくやれるきっかけとなった。国の教育ファームの補助事業は、間違いのない事業であるという安心感、信頼感につながり、連携強化のためのきっかけになった。これらの取組のベースには、梨の里小学校の食育担当教諭の教育ファームへの熱意と支援があったことを忘れてはいけない。地元への貢献は、本社も了解。赤字にならなければ良いと思っている。地の利も良いから、お金も掛からない。大人達が楽しんでいいる。それが、子ども達に伝わっている感じがする。今後も継続的な実施が可能であると確信している」と述べた。



（安城市立梨の里小学校）

3 農業体験学習に関する農林水産省の施策

(1) 教育ファーム

教育ファームは5割の市町村で推進中

「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいい、

- ①自然の力や生産の苦労、収穫の喜びを感じるために、体験者は、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上行うこと
- ②業として農林水産物を生産されている方々と触れ合うことも重要であるため、農林水産物を営んでいる方の指導を受けること

を条件としている。

教育ファームは、食育基本法に基づく食育推進基本計画において、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合を60%以上とすることを目指すとされている（19年度は0.4%）。

農林水産省が全国1,823市町村を対象に19年11月1日現在における教育ファームの実態調査を実施したところ、教育ファームの取組主体がある市区町村は1,187市区町村(全体の68%)、教育ファーム推進のための取組を行っている市区町村は872市区町村(同48%)となっている。また、市区町村が教育ファームの取組に財政的に支援を行っているのは433市区町村、市区町村又はその他の組織で協議会等の団体を立ち上げているのは169市区町村となっている（図I-1）。

教育ファームの取組は、現在各地で実施されており、市町村をあげて取組を行っている事例もあるものの、多くの教育ファームは一人の生産者や一つの学校で行われている点的な取組であることが多い。教育ファームをより多くの方に利用しやすく、地域に密着した取組にするため、市町村、学校、農林漁業者、市民団体など関係者の連携が必要となる。

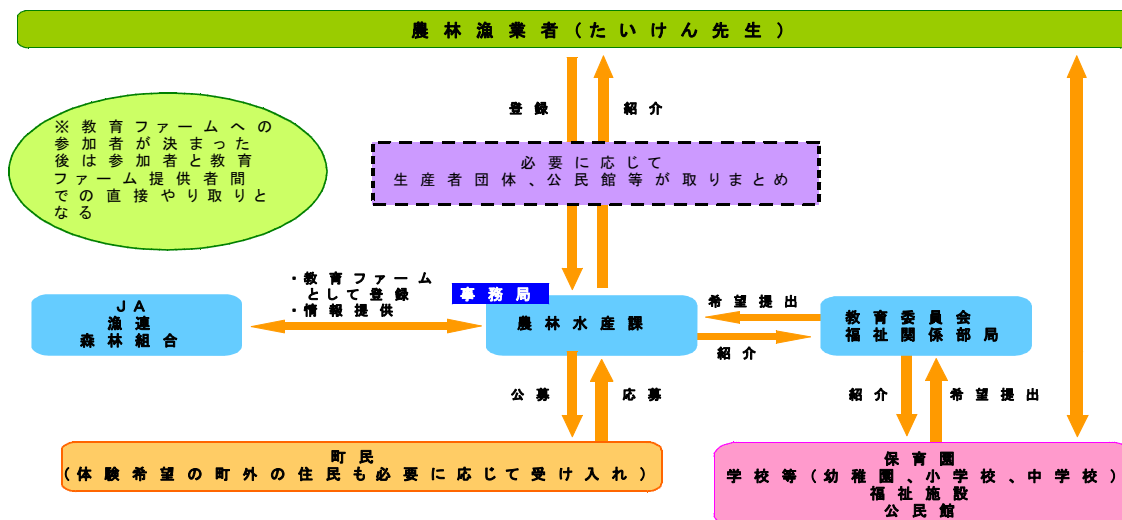
教育ファームの取組を広く普及し、市町村等での「教育ファーム推進計画」の策定に役立ててもらうために、農林水産省では平成20年度につぼん食育推進事業「教育ファーム推進事業」を実施している。

東海農政局のホームページでは、教育ファーム推進事業における取組をはじめ、東海地域の「教育ファーム」の取組の事例を紹介している。

<http://www.maff.go.jp/tokai/shohi/seikatsu/shokuiku/farm.html>

(図I-1) 教育ファームの連携イメージ

連携イメージ図



(2) 都市・農村交流に関する取組

子どもたちの宿泊体験の舞台となる農村において、都市と農村との交流に向けた様々な取組を推進している。

ア 都市・農村交流施設を通じた交流

農業・農村体験の魅力を求めて多くの人々が訪れる都市・農村交流施設

農作物の収穫体験や農産物の加工体験などを提供する都市農村交流施設については、農業・農村とのふれあいを求める都市住民を中心に多くの人に利用されている。

東海地域においては、山村振興事業や元気な地域づくり交付金等により整備された都市農村交流施設144か所（岐阜県97か所、愛知県21か所、三重県26か所）を対象に調査した結果、平成18年度1年間における総入込客は延べ1,730万人となっている。

都市・農村交流施設では、そば打ちなどの農産物加工品の手作り体験、地元でとれた新鮮な農産物の直売、郷土料理の提供、農業講座の開催等、複数のサービスを組み合わせて農業・農村の魅力を発信している（表I-2）。

(表I-2) 農作業体験・農産物加工体験ができる主な都市農村交流施設

	市町村	施設名	施設内容	活用状況
岐阜県	高山市	パスカル清見	(体験) ハム・ソーセージ作り、パン作り、押し花 (購買) 農産物、林産物、工芸品、パスカルドレッシング、清見うどん (飲食) 朴葉味噌ステーキ膳、飛騨牛カレー (講習会) 自然観察、野外活動 (野外活動) オートキャンプ場、釣り場 (その他) ホテル、散策道	○入込延べ客数 27万人 ○売上高 2億6千万円
	七宗町	ロックタウンプラザ	(体験) 竹・わら細工、機織り (購買) 農産物、畜産物、工芸品、朴葉すし、こんにゃく、漬け物 (飲食) 軽食 (資料館) 伝統工芸	○入込延べ客数 24万人 ○売上高 9千2百万円
愛知県	安城市	安城産業文化公園「デンパーク」	(体験) 農産物の収穫、ソーセージ作り、ピザ作り (購買) 農産物、粗挽きポークウインナー、ガーリックソーセージ (飲食) 箱寿司、地元和牛肉料理、バーベキュー (講習会) 農業講座、料理教室、工芸講座 (資料館) 地域産業、伝統芸能・祭り (その他) 植物園、市民農園	○入込延べ客数 47万人 ○売上高 6億6千万円
	新城市	道の駅「つくで手作り村」	(体験) 農産物の収穫、山仕事、そば打ち、豆腐作り (購買) 農産物、林産物、工芸品、豆腐 (飲食) 自然薯そば、地元トマトのハヤシライス (野外活動) バーベキュー場、釣り場	○入込延べ客数 12万人 ○売上高 1億3千万円
三重県	玉城町	アスピーア玉城ふるさと味工房アグリ	(体験) 田植え、農産物の収穫、ハーブ・リース作り (購買) 農産物、ハム・ソーセージ、米粉パン (飲食) 地元豚料理、バーベキュー (講習会) 葉草教室 (ふれあい) 牧場、自然観察道 (その他) 自然観察道、温泉	○入込延べ客数 24万人 ○売上高 3億4千万円
	大台町	奥伊勢フォレストピア	(体験) 農産物の収穫、こんにゃく作り、陶芸、木工 (購買) 農産物、林産物、こんにゃく、鮎甘露煮 (飲食) あまご・鮎料理、鹿・猪料理、きのこ料理 (講習会) 料理教室、自然観察 (野外活動) バーベキュー場、コテージ、フィールドアスレチック (その他) ホテル、芝生広場	○入込延べ客数 11万人 ○売上高 1億9千万円

資料：東海農政局調べ

イ グリーン・ツーリズム

20年3月末現在の農林漁業体験民宿の登録は37軒

都市住民が自然豊かな農山漁村を訪れて、地域の生活、自然環境、伝統文化にふれて余暇を過ごすグリーン・ツーリズムは、都市住民にとって農林漁業体験や自然体験活動を通じ「ゆとり」や「やすらぎ」が得られるとともに、子どもたちに対する農業教育・環境教育の手段となっている。一方、農山漁村にとっては、地元経済の浮揚、都市住民に対する地域のPR、物的交流から人的交流への転換による地域応援サポーターの獲得等により地域の活性化が期待でき、都市と農村の共生関係を構築する上での重要なものとなっている。

農山漁村では宿泊しながらゆっくりと農山漁村を楽しもうとする都市住民を受け入れるために、農林漁業体験民宿の開業や廃校等地域の既存ストックを活用した宿泊型体験活動施設、二地域居住を推進するための滞在型市民農園などの整備が進められている。

また、東海における農林漁業体験民宿の登録軒数は、20年3月現在で37軒（全国545軒）となっている（表I-3）。

（表I-3）農林漁業体験民宿の登録状況

（単位：軒）

	登録数	登録民宿のある市町村
東海	37	
岐阜県	33	高山市、郡上市
愛知県	1	南知多町
三重県	3	鳥羽市、紀北町
全国	545	

資料：東海農政局調べ

注：20年3月末現在の状況。



（岐阜県揖斐川町 滞在型市民農園）



（三重県紀北町

廃校改修交流施設）



（三重県伊賀市：農家民宿）

ウ 子ども農山漁村交流プロジェクト

全国2万3千校の小学校が農山漁村で宿泊体験活動を

総務省、文部科学省、農林水産省は、都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチームが平成19年6月21日に取りまとめた対応方向に基づき、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進し、今後、全国2万3千校の小学校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開する*1「子ども農山漁村交流プロジェクト～120万人・自然の中での体験活動の推進～」を三省一体となって取り組んでいる。

平成20年度は、次の取組を行うこととしている。

- ① 農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を*2モデル的に実施し、これら活動を通じて、課題への対策、ノウハウの蓄積等を行う。
- ② セミナー等による情報提供や意見交換等を行い、体験活動の実施に向け、国民各層を通じた気運醸成を図る。
- ③ 関係機関での情報の共有化等を図り、地域の自立的な活動につなげる。

岐阜県高山市においては、子ども農山漁村交流プロジェクトを含む都市農村交流を推進するための組織として「ふるさと体験 飛騨高山」が設立され、スタッフを配置し、全国の県教育委員会にパンフレットを送付するなど積極的なPR活動を行っている。

また、文部科学省のモデル校である愛知県刈谷市の小高原小学校は、「ふるさと体験 飛騨高山」と連携し、農業体験学習として、7月に大豆、ネギなどの植え付けやりんごの摘果作業を体験し、10月に収穫体験を行うなど、農家民宿などに宿泊しながら、農業体験学習を実施している。

本プロジェクトの推進を通じ、農業・農村体験の場の提供に加えて、グリーン・ツーリズムなど都市と農山漁村との交流活動を一層促進し、地域経済の活性化を図る効果も期待される。



(田植え体験)



(地元食材調理体験)



(清流での川遊び)

*1 本プロジェクトの愛称は、20年5月、愛称「ふるさと子ども夢学校」に決定。

*2 ①について、農林水産省は、小学校1学年規模を受け入れることができる地域を受入モデル地域として公募し、20年度は53地域選定した。東海では、郡上・田舎の学校（岐阜県郡上市）、ふるさと体験飛騨高山（岐阜県高山市）、志摩の旅者推進協議会（三重県鳥羽市）の3地域が選定されている。

いろいろも人も温かい ふれあいを実感できる飛騨一ノ宮グリーン体験宿

【事例】飛騨一ノ宮グリーン体験宿による子ども農山漁村交流プロジェクト (岐阜県高山市)



農家民宿「甚左衛門」

(甚左衛門外観)

*飛騨一ノ宮グリーン体験宿（高山市一之宮町）は、昭和45年にスキー客を対象とした季節民宿から始まった。その後スキー人口の減少が進んだため、平成10年にグリーン・ツーリズムに取り組み始めた。現在7戸の農家民宿が参画するこの団体は、田植え、野菜の苗植え、収穫などの農作業体験、清流のイワナのつかみ取り、かまくら作り、もちつき、ナイトハイキングなど自然を生かした体験メニューを約50種類設け、修学旅行生や都市住民を受け入れている。特に修学旅行生については、年に4～5校を1泊又は2泊で受け入れている。

この団体は、「ふれあい」を一番大切にしている。農家民宿「甚左衛門」では、修学旅行生の受入れにおいて、子どもたちとのふれあいを大切にするため、以下の点に配慮している。

- ・宿は40名収容できるものの、体験する子どもたち全員に目が行き届くよう、受入人数は10数名に留めている。
- ・いろいろを囲んで子どもたちとオーナーが懇談「ふれあいタイム」を設けている。
- ・子どもたちが宿を去るまでに、オーナーが宿泊した子ども全員の名前を覚えるよう努力している。
- ・引率教師は、分宿先には極力滞在しない。

特に長年この地域で暮らしてきた宿オーナーの話が聴けるふれあいタイムが好評で、リピーターの獲得につながっている。また、受入側は、中学生が体験で植えた各種野菜を収穫後学校へに送る、学校は、修学旅行での成果の発表会に受入側を招待される等受入後の交流も続く。

今後とも、子どもたちの農村体験の受入団体としての発展が期待されるものの、各農家民宿とも後継者不足が課題となっている。



(子どもたちを迎えるいろり)

* この団体は、20年度に子ども農山漁村交流プロジェクトのモデル地域として選定された「ふるさと体験飛騨高山」の連携団体として参画している。また、20年度から実施している農林水産省の事業「農山漁家民宿おかあさん100選」において、この地域の水野美代子さんが選定された。

(3) 環境・生態系保全に関する取組

ア 農地・水・環境保全向上対策

景観形成・生活環境、生態系保全に関する活動に学校の参画が広がる

農地や農業用水等の資源は、農業生産活動を通じて食料の安定供給、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的機能を発揮する社会共通の資本であり国民共有の財産である。しかし、農村地域の過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、これら資源の適切な保管理が困難となっている。このため、平成19年度から、地域ぐるみで農地や水を守り、環境保全の取組を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施しており、東海では1,118組織がこの対策に取り組んでいる。

この対策では、農村地域の生態系保全活動や景観形成、水質保全などの農村環境向上活動に際し、小・中・高等学校や幼稚園等の学校教育と連携して、出前講座や農業体験等の場が提供されることになっている（表 I - 4）。

このような学校教育との連携は、これまでも地域の自主的な取組により91組織で行っていたが、本年度は394組織（全体の3割）に取り組んでいる。

取組内容を項目別に細分すると次のとおりであり、学校との連携は、景観形成・生活環境、生態系保全に関する活動が多い。

- ① 生物の生息状況の把握や外来種の駆除など「生態系保全」に関する実践活動210組織（18.8%）
- ② 水質モニタリングや木炭等の接触材を利用した施設など「水質保全」に関する実践活動24組織（2.1%）
- ③ 田植え・稲刈り・はさ掛けなどの伝統農法の体験農業や農用地等を活用したコスモスの植栽など「景観形成・生活環境」に関する実践活動257組織（23.0%）
- ④ 水源かん養林等の保全活動や生ごみや刈草等の有機性資源の堆肥化など「資源循環・地下水かん養」に関する実践活動4組織（0.4%）

（表 I - 4）農村環境向上活動に取り組む組織数

（単位：組織数）

農村環境向上活動	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境	資源循環・地下水かん養	計
実施	210	24	257	4	(394) 495
現況	49	6	46	2	(91) 103

資料：東海農政局調べ(平成20年3月末)

注1) 計欄の()は重複を除いた組織数

注2) 「現況」とは、これまでに地域の自主的な取組により行ってきた取組

イ 田んぼの生きもの調査

児童が田んぼの生き物を調査、絶滅危惧種の存在を確認する等多面的機能を学習

農業用排水路やため池、田んぼなどは、農業生産の場であると同時に、多くの生きものたちの生息の場ともなっている。この田んぼの周りの生態系は、稲作農業が営まれることによって成り立っているものであり、農業・農村が果たしている多面的機能の一つでもある。近年、このような多面的機能の大切さが認識されるようになってきたが、これまで田んぼやその周辺における生きもの調査はあまり行われておらず、種類や分布状況等は、明らかにされていなかった。

農林水産省は環境省と連携して、13年度から田んぼの生きもの調査を全国的に実施している。19年度に、東海農政局は、事業実施地区及び事業完了地区において土地改良区等の協力を得て、魚類調査を24地区131地点、カエル調査を24地区25地点で、定置網、かご網、たも網による捕獲調査を行った。この調査は、小学校の総合学習などを活用して、小学校や地域の子ども会などの参画を得て行い、農業・農村の持つ多面的機能についての理解を深めるよう配慮した。

この結果、絶滅危惧種を含め、魚類30種類カエル6種が確認された（表 I - 5）。

（表 I - 5） 19年度に東海農政局で採捕された魚類・カエル一覧

魚類 (30種)	ドジョウ、ギンブナ、タモロコ、メダカ（絶滅危惧Ⅱ類）、カワムツ、アブラハヤ、カワヨシノボリ、オイカワ、タカハヤ、モツゴ、アブラボテ、ヌマムツ、コイ、タイリクバラタナゴ（国外外来種）、シマドジョウ、ナマズ、オオクチバス（特定外来生物）、カマツカ、ヌマチチブ、ウグイ、ニゴイ、カダヤシ（特定外来生物）、ウナギ、カワバタモロコ（絶滅危惧ⅠB類）、ホトケドジョウ（絶滅危惧ⅠB類）、トウヨシノボリ、ヤリタナゴ、アユ、ニジマス（国外外来種）、ハリヨ（絶滅危惧ⅠA類）
カエル (6種)	トノサマガエル、ヌマガエル、ニホンアマガエル、ツチガエル、ニホンアカガエル、ナゴヤダルマガエル（絶滅危惧ⅠB類）



（新濃尾（一期）地区での調査）



（楽しく学ぶ児童たち）

【事例】笠松町環境保全協議会による環境・生態系保全に関する取組（三重県松阪市）



（田植え実習）

代表 前田 隆生 氏

74haの農地、18kmの水路、2 kmの農道を対象に、農地・水・環境保全活動を実施

笠松町環境保全協議会は、営農組合、J A、文化協会が構成員として参画しており、農村環境向上活動の一環として、学校教育と連携して伝統的農法の保全に取り組み、協議会員約20人が中心となって鵜（かささぎ）小学校5年生の児童27人を対象に実習田でアイガモ農法を取り入れた農業体験実習に取り組んだ。

アイガモ農法は、水田にカモを放して虫や草を食べてもらい、農薬を使わずに米を育てる方法で、この田んぼでは、5月上旬に田植え実習も実施した。実習田の周囲は、猫やカラスなどからアイガモを守るため、協議会の人たちの手で金網や網を設置している。アイガモは児童二人が1チームになって毎日エサをやって世話をしてきた。

なお、この実習田では看板を設置し、地域住民への啓発活動にも取り組んでいる。

【事例】万場用水系地域農地・水・環境を守る会による環境・生態系保全に関する取組（岐阜県郡上市）



（脱穀実習）

代表 大井 和彦 氏

50haの農地、30kmの水路、16kmの農道を対象に農地・水・環境保全活動を実施

郡上市大和町万場では、平成16年度より「田んぼの学校実践モデル事業」に取り組んできた。本対策における農村環境向上活動としても「生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全」の取組を計画していた。平成19年度は学校教育と連携して、これらの取組を行うこととし、万場用水系地域農地・水・環境を守る会が中心になり、郡上市大和第一北小学校5、6年生を対象に「田んぼの学校」、4年生を対象に「生きもの調査」を行った。

「田んぼの学校」では、学校田約100㎡で、5月下旬から田打ち（田をすき返すこと）やふませ（田を平らにすること）、田植えなどに取り組み、9月下旬には稲刈り、はさ掛け、10月上旬には、昔の農機具である「足踏み脱穀機」「唐箕（とうみ）」を使っての脱穀作業と昔ながらの農作業を体験した。これら農作業の指導を農地・水・環境を守る会のメンバーが行った。

また、岐阜県が生態系に配慮して整備した寺川排水路での「生きもの調査」では、きれいな水に住むトビケラやカゲロウなど20種類の生息を確認した。

更にこの地域では、中山間総合整備事業で整備したホテル公園において、ホテルの飼育や水路の清掃活動などにも取り組んでいる。

**【事例】有脇の農地・水・緑を守る会による環境・生態系保全に関する取組
(愛知県半田市)**



(かいどりで生態調査)

代表 神谷 茂雄 氏

38haの農地、12kmの水路、3 kmの農道、4 箇所のため池を対象に農地・水・環境保全活動を実施

有脇の農地・水・緑を守る会は、農地・水・環境保全向上対策の一環として、生態系保全に関する啓発・普及を行うこととし、9月下旬、半田市有脇町にあるため池「南廻間池（通称：いなんばさん）」で、有脇小学校の児童105人により「かいどり」を通じた「生態調査」を行った。

「かいどり」とは、稲作の終わる秋頃に、ため池の水を抜いて底さらえをする作業で、ため池の多い知多半島では、昔はよく行われていた。「かいどり」は有脇の農地・水・緑を守る会と水土里ネット愛知用水が中心になって企画したもので、生態調査にあわせて在来の魚などを保護するための外来魚の駆除や、ため池周辺の清掃活動も行われた。

また、地域の水辺空間の景観形成を図るため、地域住民の参画を促すための広報活動を行いながら、ため池を対象とした施設への植栽も取り組んでいる。

4 農業体験学習に関する課題

(1) 学校主体型農業体験学習における課題

ア 農業体験学習の重要性の再認識

学校での農業体験学習は一般教科（主に生活、理科、社会）や総合学習を活用して食育の一環として実施することが多く、農業体験学習を実施している学校でも、種まき・植付けから収穫までの一連の農作業に取り組んでいるのは6割程度であり、田植えや野菜、果物の収穫など一回の作業体験にとどまる例も多い。

平成20年3月に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）が一部改正され、小学校及び中学校の授業時数の増加、特に言語活動や理数教育の充実が図られ、たとえば、小学5年生の総授業時数は945から980に増加する中、理科、社会は増加する一方、総合的な学習は110から70へと週1コマ程度大幅に減少する。これを反映した新学習指導要領は小学校は23年度、中学校は24年度から全面実施されることから、今後、学校における農業体験学習の実施回数や実施校数が減少するおそれがある。

このため、農業体験学習の重要性について改めて教育関係者やPTA、行政関係者などに浸透していく必要がある。

イ 栄養教諭の配置

平成18年3月に策定された食育推進基本計画に即して、栄養教諭が学校における食育推進の中核的な役割を担うこととされている。栄養教諭は、健全な食生活の普及啓発、農業体験学習、地産地消を連携させ、教職員間や協力機関、農業者等の地域社会と連携・調整を行う食育のコーディネーターとなることが期待されている。しかし、公立学校における栄養教諭の配置状況をみると、最近増加してきているものの、なお十分とはいえず、栄養教諭の早期の配置が求められている（表 I - 6）。

（表 I - 6）公立学校における栄養教諭の配置状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

	17年	18年	19年	20年
岐阜県			4	4
愛知県		10	10	67
三重県		11	48	72
全 国	34	359	986	1,886

資料：文部科学省調べ

ウ 学校全体での推進体制の整備

農業体験学習は学校全体での推進体制の整備が必要となる。特に、学校長の意欲が栄養教諭をはじめ、教員全体の理解醸成につながっている。最近、教員は教科担当以外の活動が増えており、農業体験学習に取り組む時間はますます少なくなっているため、年間の指導計画（カリキュラム）の作成や活動の実践に当たって情報・ノウハウを共有することが重要である。

エ 学校と農業者、ボランティアなどとの連携

農業体験学習に取り組んでいない理由として「適当な場所（農園）がない」ことが多くあげられているように、都市部の学校では近くに農業体験の場と農業技術者を確保することは難しい。また、学校だけでは農業に関する技術や知識・情報が十分でない場合が多く、効果的な計画を立てにくい。農業体験学習を実施するためには、実施する学校と受け入れる農業者との連携だけでなく、多数の子どもたちを指導し、安全を確保するためにボランティアの協力が不可欠である。しかし、学校から農業者やJAなどに協力を求めようとしても、どのように相談したらよいかわからないなど、農業体験に取り組もうとする機運も生まれにくい状況がある。農業体験学習に取り組むための関係者の連携が必要である。

（2）公募型農業体験学習における課題

ア 人材の育成・確保

農業者の高齢化が進んでおり、通常の農作業に加えてボランティアで技術指導をする余裕がなくなってきており、農業体験学習を受け入れて指導してくれる人材を育成・確保することが最大の課題となっている。

イ 費用負担

農業体験学習に携わる農業者は、通常の農作業を犠牲にせざるを得なかったり、子どもたちに作業資材を用意するなど費用負担が必要となる。かつては県や市の補助があったが打ち切られた事例もあるなど、わずかな参加料とボランティアで運営されている例が多い。身の丈のあった運営が持続的な実施に不可欠である。

ウ 学校との連携

子どもたちが参加する場合、農業体験の主催者と学校、保護者などの間で学校行事との調整、活動の目的や内容について共通認識を持つことが重要である。他方、農業体験学習中に事故が起きた場合の責任問題などから、学校の授業との連携に否定的な意見もある。

5 農業体験学習の発展に向けた今後の取組

東海地域における農業体験学習の現状と課題を踏まえ、これから農業体験学習を発展させていくために、学校関係者、農業者、行政関係者などが取り組むべき方向を示す。

(1) 情報提供の充実

ア 農業体験学習の実施を検討する学校は、まず各県（農政担当部局、教育委員会）、関係団体などから実践事例を収集し、実施内容、場所、技術指導者の確保などについて地元市町村やJAなどに相談することを勧めたい。

事例集の一例

○ 農林水産省

「GO! GO!教育ファーム～教育ファーム事例集～」(平成19年3月、農林水産省消費・安全局消費者情報官)において、学校を始め、市町村、生産者・農協等の主体ごとに数多くの事例を紹介。
(<http://www.maff.go.jp/syokuiku/gogokyo/>)

○ 酪農教育ファーム推進委員会（社団法人中央酪農会議が事務局）

「いのちをふれあう 生きるをふれあう実践事例集」を取りまとめており、20年3月にvol.8を発行。本事例集は、酪農教育ファームを実施した学校から取組の経緯、実施内容、成果を記述した実践事例を募集し、同委員会が選考したものである。本件は、教諭の目線で書かれているため、教諭自身の熱意や子どもたちの感動が伝わってくる。

注：酪農教育ファームは、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場や農場において、酪農を通して、心の教育、いのちの教育、食の教育を支援する取組。特に子どもたちの学びへの支援が重視されている。

○ JA全中（全国農業協同組合中央会）

一部の農協において行っている農業体験の概要をホームページ上に掲載。

(<http://www.zenchu-ja.or.jp/notaiken/ja.html>)

イ 体験学習のプログラムについて、子どもたちに自分でものを作る喜び、食べ物や生き物の大切さを実感させるためには、作物の種まきから収穫までより多く体験して作物の成長を目の当たりにし、自分が育てていることを実感できるようにするのが望ましい。このため、学校でプログラムを作成する場合、子どもたちの農業に関する理解が深まるよう、単発のイベントではなく、年間通じて複数の農作業を体験できるよう時間を確保することを期待する。最近、農業体験学習について様々な機関が様々なプログラムを提供してきているので、効果的なメニューを組み合わせることが重要である。

ただし、プログラムの規模は身の丈に合った運営・管理が可能であるレベルで良く、持続可能であることが重要であることは言うまでもない。

ウ 学校外で農業体験を行う場合、農地法上、農業に従事をしない者は農地を借りることができないため、学校がその農地を所有者から借りるのではなく、その農地で栽培する作物について子どもが農作業を手伝うという契約をする形式をとるケースが多い。しかし、都市部では徒歩で行き来できる適当な範囲内に農地がなく、あってもクラス単位、学年単位など一定人数が同時に作業する規模の農地がないため、学校付近で体験ほ場を確保しにくい状況にある。このような場合、学校の校庭を一時的に牧場化し、酪農体験させる方法もある。

【事例】名古屋市立那古野小学校による酪農体験学習（愛知県名古屋市）

周りに農地のない名古屋駅近くに立地する名古屋市立那古野小学校では、酪農生産者団体の協力を得て、酪農を通じた食や命の教育に取り組んでいる。

19年6月には、野外学習の一環で5年生が、東海酪農業協同組合連合会（東海酪連）から紹介された中津川市の牧場を訪れ、牧場の方の説明を聞いたり、牛を目の当たりにしながらの給餌体験をするなどし、「子牛が飲むべきミルクを私たちがいただいている」ことを実感した。

また、11月に開催された「わくわくモーモースクール」では、小学校の運動場に母牛1頭と子牛2頭がやってきて、東海酪連のスタッフの指導の下、子供たちは、乳搾りや、牛の手入れ、バター作りなどの様々な体験をし、「命のぬくもり・食の大切さ・ありがたさ」を感じ取ることができた。

これらの取組は、11月15日に名古屋市で開かれた地域交流牧場全国連絡会主催の19年度全国研修会で発表された。

（2）農業体験学習と食育との連携と栄養教諭

農業体験学習は食育の一環として必須であるという学校関係者も多く、学校教育の中で食育の大切さが認められたことが弾みとなって、校長のリーダーシップと栄養教諭、栄養職員が配置された学校では、食育の一環として農業体験学習を積極的に取り入れるなど、年間の指導計画（カリキュラム）が作成されている。

平成18年制定の食育基本法において地域の特色を生かした学校給食の実施が促され、20年の学校給食法改正により、学校における食育推進のために我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることや学校がある地域の農産物を学校給食に活用することが規定され、地産地消の実践が示されたことに即して、学校給食から地産地消、さらに農業体験学習をキーワードとして一連の流れで取り組むことは、食育の効果的実施に資するものと考えている。

栄養教諭の配置は、農業体験学習を含む食育の質的向上に不可欠であり、小中学校における食育は、県・市町村教育委員会担当部局が核であり、栄養教諭の配置は、食育の取組を推進する上で必須と考える。

(3) リーダーシップの発揮

農業体験学習は、作業現場において信頼感のある人間関係が生まれることが重要であり、持続的に農業体験学習を実施している取組には必ず核となる指導者がおり、そのリーダーシップの存在が大きい。こうした指導者は学校では校長や栄養教諭であったり、地域社会では農業者や地方自治体OBなどであることが多い。農業体験学習を広げていくために、こうした指導者のもとで経験を積んで、各地で活動していく人材を育成していくことが重要である。

(4) 農業者への配慮

農業者が子どもたちの農業体験学習に体験学習に協力する場合、農地、資材、労力、時間などをボランティア精神で提供することになる。たとえば、

- ① 子どもたちが体験するは種、収穫などの重要な作業は特定の時期に集中して行う必要があり、農業者は子どもたちが作業するほ場以外に自ら経営するほ場でも同様の作業をする必要があるが、子どもたちの指導をしている間は本業の作業は進まない。
- ② 子どもたちが作業した作物と農業者がきめ細かな管理をした作物は品質、収穫量に差が出るので、収益をある程度犠牲にしている場合もある。
- ③ 子どもたちの体験は、草刈りなども含めすべての作業をしない場合、残りの作業は農業者が管理している。

学校側は、こうした農業者の事情に配慮して、一方的な日程変更などの事態にならないよう、あらかじめ目的を相互に理解し合い、具体的内容、スケジュール、経費負担などを十分打ち合わせて進めることが重要である。

【農業体験のキャンセルにより農業経営に支障を来した例】

学校側の要請により農園の一部を体験学習用とし、管理、収穫の一部を生徒がすることとなった。しかしながら、数ヶ月前から予定していた収穫体験の日をテスト期間にさしかかるのを理由に直前になって学校側がキャンセル。農業者側は、子ども数十名が収穫することを前提に経営してきたにもかかわらず、急に人手不足となり適期収穫に多大な支障を来した。

(5) 関係者の連携の強化

農協、NPO、企業などの積極的な役割に期待

学習内容が発展しない理由には、学校側と農業者側との連携が十分でないことがある。体験学習の効果を高めるため、作物や家畜に対する生きた知識や農業の喜び、苦労の体験談を豊富に持つ農業者との交流、普段の生活とは環境の異なる地域で宿泊など、じかに農業や自然と触れ合う機会を設けるには、学校と農業者だけでなく、農業団体や地方自治体（教育委員会、行政部局）、農協、NPOなどが積極的に連携した取組とすることが重要である。

J A愛知東は、「こども農学校」を設立し、農協管内の小学校を通じ公募し、地域特産の野菜や稲作の農業体験を実施している。農協がコーディネーター役を務め、インターネットのHPで活動を紹介している。このように、地域農業振興の中心にあるJ Aがより大きな役割を果たしていくことを期待する。

また、東海地域では食品産業が地域経済に重要な役割を果たしていることから、食品産業と農業が連携する効果は大きいものと考えられる。

(6) 東海農政局の取組

農業体験学習の充実、発展のためには、学校、農業者、農協、国、地方自治体などの関係者の協力・連携が最も重要であるので、東海農政局としては、東海農政局ホームページを通じた教育ファームなどの実践例の紹介、農地・水・環境保全向上対策、子ども農山漁村交流プロジェクトなどの事業の活用、さらに食の生産から流通、消費に至る幅広い関係者との連携を進め、関係者と一体となって、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

関係者に対するメッセージをもって、本稿の締めくくりとする。

【学校関係者へのメッセージ】

- ・ 作物や家畜が成長し人間の食になるまでできるだけ多くの過程に携わるようにし、子どもたちに命・食を育む農業の大切さを実感させてください。
- ・ 体験学習を支援する農業者の陰の努力に目を向け、良好な関係を築いてください。
- ・ 学校給食を活用して、地産地消、農業体験学習を一連の流れで取り組むことに、努めてください。

【農業者へのメッセージ】

- ・ 自らの知識・技術・体験を生かし、教室の中だけでは学べない農業の生きた知識を五感を使って子どもたちに教えてください。

【支援者へのメッセージ】

- ・ 子どもたちが食と農に関する学習を効果的・継続的に行えるよう、関係者同士が目的、情報を共有し、経費も含めた良好な協力体制を築きましょう。
- ・ 学校と農業者の取組が広がるよう、積極的に情報提供に努めましょう。
- ・ 食育を推進し、「健全な食生活の普及啓発」「農業体験学習」「地産地消」を連携させ、食に関する指導に係る全体計画の作成と実施に中心的に携わり、教職員間や協力機関、農業者等の地域社会と連携・調整を行う食育のコーディネーターとしての役割を果たしている栄養教諭の配置に配慮してください。

